

公安委員会

説明資料No.

1

国家公安委員会委員長に対する

開示請求の決定について

平成25年10月24日

国家公安委員会会務官

(略)

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>指定試験機関の指定の取消し及び風営適正化法第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則案について</p>	<p>平成25年10月24日 保安課</p>
<p>1 指定試験機関の指定の取消しについて</p> <p>(1) 指定試験機関として指定を受けている法人 名称 一般社団法人遊技機試験機構 住所 愛知県名古屋市名東区牧の原三丁目九百二番地</p> <p>(2) 経緯 平成25年2月4日 指定試験機関として指定 平成25年9月4日 国家公安委員会から業務改善の勧告を実施 平成25年9月25日 国家公安委員会の承認を受けずに役員を選解任 平成25年9月30日 国家公安委員会に対し指定を返上したい旨の報告</p> <p>(3) 対応 勧告に係る措置を講じておらず、試験事務を適正かつ確実に実施することができないと認められることから、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第28条第2号及び第3号の規定に基づき、指定を取り消すこととする。</p> <p>2 風営適正化法第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則案について 上記指定の取消しに伴い、指定試験機関の名称等から一般社団法人遊技機試験機構に係る事項を削除することとする。</p>		

1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の5第1項の規定により、下記の暴力追放運動推進センターについて、適格都道府県センターとして認定し、同法第32条の7の規定に基づき、その旨を公示するとともに、書面により通知するもの。

※ 1月30日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、申請のあった都道府県暴力追放運動推進センターについて4回目の認定を行うもの。

2 認定を受ける都道府県暴力追放運動推進センター

- (1) 公益財団法人青森県暴力追放県民センター
- (2) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
- (3) 公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター
- (4) 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター
- (5) 公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター
- (6) 公益財団法人大阪府暴力追放推進センター
- (7) 公益財団法人鳥取県暴力追放センター
- (8) 公益財団法人暴力追放広島県民会議
- (9) 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

3 認定要件の適合性

認定を受けるためには、法第32条の5第3項各号に規定する要件に適合している必要があるところ、上記2の都道府県暴力追放運動推進センターは、いずれも

- 業務を適正に遂行するための体制及び業務規程を整備（1号要件）
- 専門的知識経験を有する弁護士等を配置（2号要件）
- 業務を適正に遂行するに足りる財源を確保（3号要件）

しており、要件の全てに適合していると認められる。

1 趣旨

交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定める。

なお、本法案は、平成23年3月に閣議決定されて国会に提出されたものの、成立に至らず、その後廃案となった「交通基本法案」について、閣議決定後の事情（東日本大震災等）を踏まえ、修正を施した上で立案するものである。

2 法案の概要

(1) 主な内容

- 交通に関する施策についての基本理念として、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減等を定め、交通の安全の確保については、交通安全対策基本法と一体となって取り組むこととする。（第2条～第7条）
- 国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者の責務、国民等の役割等を定める。（第8条～第14条）
- 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を策定することとする。（第15条）
- 国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定める。（第16条～第32条）

(2) 警察に関係する「基本的施策」

- 内閣総理大臣が経済産業大臣及び国土交通大臣とともに、交通政策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- 交通政策基本計画に定められ得る「基本的施策」としては、以下のとおり。
 - ・ 「高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策」（第17条）
 - ・ 「交通の利便性向上、円滑化及び効率化」（第18条）
 - ・ 「大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に必要な施策」（第22条）
 - ・ 「交通に係る環境負荷の低減に必要な施策」（第23条）

(3) 施行期日

公布の日

3 今後の予定

閣議決定 11月1日（金）予定（国土交通省と共同請議）

1 理事長の選任について

(1) 選任の手續等

手 続	結 果
① 公募 (7/10～8/16)	応募総数6名
② 選考委員会(※1)による書類審査 (8/27)	3名を選考
③ 選考委員会による面接審査 (8/29)	1名を選考
④ 評議員会の議決・理事会の選任 (10/2・3)	選考委員会選考のとおり議決・選任

※1 選考委員 (大学院教授、弁護士、会社役員)の3名)

(2) 選任の認可

上記(1)の選任手續を経て、センターの理事長として以下の者の選任の認可の申請がなされた(※2)。

○ 理事長に選任しようとする者

石井 隆之 (警察庁出身、前警察大学校長、57歳)

○ 選考委員会における主な選考理由

道路交通安全に関する知見が豊富である、消費税の引き上げ、補助金の削減等といった社会情勢及びセンターを取り巻く状況を冷静に分析しつつ、合理化の推進や適正な資金運用等、経営者としての理念・責任感が感じられること等の理由から、最も適任であると認められる。

※2 センターの役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可が必要とされている(センター法(昭和50年法律第57号)第20条)。

2 非常勤理事の選任について

非常勤理事として、以下の者の選任の認可の申請がなされた。

小口 泰 平 (芝浦工業大学名誉学長、76歳)

山本 徳治郎 (株式会社山本海苔店取締役社長、63歳)

3 監事の選任について

監事として、以下の者の選任の認可の申請がなされた。

三上 哲史 (国交省出身、現軽自動車検査協会審議役(※3)、52歳)

※3 現役出向

4 任期

いずれも任期は平成25年11月1日から平成27年10月31日までの2年間である。

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月22日(火) 午前9時00分から午後6時00分まで
(2) 剣道大会 10月21日(月) 午前9時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

日本武道館

3 開催結果

(1) 柔道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	警視庁	兵庫県警察	神奈川県警察
第2部	千葉県警察	熊本県警察	和歌山県警察
第3部	宮崎県警察	新潟県警察	皇 宮 警 察

(2) 剣道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	警視庁	大阪府警察	兵庫県警察
第2部	長崎県警察	埼玉県警察	香川県警察
第3部	高知県警察	富山県警察	徳島県警察

(3) 全勝賞

区分	所 属	階 級	氏 名	備 考
柔 道	兵庫県警察	巡查部長		
柔 道	兵庫県警察	巡 査		
柔 道	千葉県警察	警部補		
剣 道	警視庁	巡查長		

4 今後の大会予定

11月19日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会

※ 氏名は省略

1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年7月3日公布）附則において、政府はストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見聴取等の措置を講ずることとされたことを踏まえ、有識者や被害者関係者から成る検討会を開催するもの。

2 構成員

（有識者委員）

委員	紀藤 正樹	弁護士
委員	櫻井 敬子	学習院大学教授
委員	田尾 健二郎	元広島高裁長官、前国家公安委員会委員
委員	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
委員	宮地 尚子	一橋大学教授

（被害者関係委員）

委員	猪野 憲一（京子）	桶川事件御遺族
委員	小早川 明子	NPOヒューマニティ理事長

（敬称略、五十音順）

（関係省庁）

警察庁生活安全局生活安全企画課長	鈴木 三男
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長	水本 圭祐
法務省刑事局刑事課長	久木元 伸
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長	小野 太一

（敬称略）

3 第1回検討会の開催予定

平成25年11月1日（金）午後2時から

公安委員会 説明資料No. 8	2013年東アジア地域組織犯罪対策代表者会議 ・東アジア地域犯罪組織コンタクトポイント セミナーの開催について	平成25年10月24日 企画分析課 国際捜査管理官
----------------------------------	--	--

1 開催目的

- (1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議
 東アジア各国・地域の組織犯罪対策を担当する幹部等を招へいし、国際犯罪組織の実態解明と関係治安機関の連携を更に強化することを目的とする(10回目)。
- (2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー
 東アジア各国・地域の犯罪組織コンタクトポイントオフィサーの相互理解を深め、連携を強化することを目的とする(3回目)。

2 開催日程

- (1) 代表者会議・コンタクトポイントセミナー(於：三田共用会議所)
 10月29日(火)、30日(水)
- (2) 視察(都内)
 10月31日(木)

3 議題等

- (1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議
 警察庁から我が国の組織犯罪対策に関する発表と参加国・地域が
 - ① 組織犯罪対策上の国際協力に関する事例
 - ② 主要な犯罪組織の実態
 - ③ 組織犯罪対策上の新たな取組
 について発表し、国際組織犯罪対策に関する情報共有及び連携強化を図る。
- (2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー
 セミナー参加者による意見交換を通じて、連携の強化を図る。

4 参加予定国等

- (1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(14か国・地域)
 ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア
 ミャンマー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム
 (これに加え、オブザーバーが参加予定)
- (2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(13か国・地域)
 ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア
 ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

5 警察庁参加者

長官、組織犯罪対策部長、組織犯罪対策部内各所属長等

6 参考

本年は、日・アセアン友好協力関係40周年を記念して、アセアナポール事務局長による基調講演が行われる。

公安委員会	第20回ITS世界会議東京2013 の開催	平成25年10月24日
説明資料No. 9	結果について	交通企画課

1 会議の概要

(1) 日程

10月14日 開会式(東京国際フォーラム)

※ 開催国代表挨拶: 古屋国家公安委員会委員長

10月15～18日 デモンストレーション、展示、各種セッション及び
閉会式(東京ビッグサイト)

(台風26号の影響で、10月15日の屋外デモ(一部)及び16日午前中の
行事全体が中止)

(2) 参加者等

来場者数 20,691人(65カ国)、会議登録者数 3,940人

展示出展数 約230、セッション数 約210

2 警察としての対応

(1) デモンストレーション

会場付近の一般公道において、新たに開発した次世代の安全運転支援システム(電波を活用したDSSS、簡易版DSSS、信号情報活用運転支援)の体験乗車を実施(デモカー発走48回、試乗人員93人)。

(2) 展示

警察庁ブースにおいてビデオ等により、次世代の安全運転支援システムを紹介するとともに、運転シミュレータによる疑似体験を実施(運転シミュレータ体験 約200人、リーフレット配布 約3,700部、DVD配布 約2,000部)

(3) 各種セッション

エグゼクティブセッション等において、ITSを活用した交通安全対策の取組状況等について説明したほか、四都県警察が交通管制システムの高度化等について発表。

3 日米欧におけるITSの動向

今回の世界会議においては、路車間・車車間通信を用いた高度運転支援のほか、自動運転の実用化に向けた道程や、車両軌跡情報(プローブデータ)等のビッグデータの活用が新たに中心的な課題として指摘され、官民連携、国際連携の必要性が強調された。